



その他

有害鳥獣(シカ) 駆除を 実施します

農作物や樹木に被害を与えているシカの被害軽減を図るため、猟友会の協力により、シカの斉駆除を実施します。

【駆除期間】2月3日(火)～3月31日(火)までの毎週火・木・日曜日

【区域】▽町内一円

※駆除実施の際、やむを得ず農地等の個人所有地に猟友会の駆除車両が進入することがありますので、ご協力をお願いいたします。

問 役場産業課林政係 ☎(574) 22217

人権擁護委員が交代されました

1月1日付で、人権擁護委員が内山寛さんから古村進さんに交代されました。

人権とは、人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人が生まれながらにして持っている権利です。

しかし、現実には人権をめぐる様々な問題(DV、いじめ、差別、離婚、近隣所のもめごとなど)が起きており、これらを解決するため、町長の推薦を受け法務大臣から委嘱された人権擁護委員が皆さんの相談に応じます。相談内容についての秘密は守られます。

難しい手続きもありません。お困りのことがありましたら、一人で悩まずご相談ください。

【相談員】▽鳥宮慶法さん(茂岩本町) 河原葉子さん(茂岩栄町) 吉村進さん(中央新町)

問 役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213

人権困りごとなんでも相談

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局およびその支局において、法務局職員や人権擁護委員が電話による人権相談をお受けしていますので、ご利用ください。

月曜日から金曜日(年末年始・祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで(面接による相談もお受けしています)

○みんなの人権110番 ☎0570・0003・110

○子どもの人権110番 ☎0120・0007・110

○女性の人権ホットライン ☎0570・070・810

問 釧路地方法務局人権擁護課 釧路市幸町10丁目3番地 ☎0154(31)5014(直通 担当:五十嵐)

『安全安心な地域づくり』メールマガジンをご利用ください

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進協議会(会長:北海道知事)

『える夢出前講座』をご利用ください

える夢出前講座は、町民の皆さんが、仲間との交流や生きがいづくりができる学習機会をお手伝いします。(5人以上の町民で構成されたグループの方々が申込みできます。)軽スポーツ、手づくりみそ、羊毛フェルト、他に手づくり豆腐など町民の皆さんにご利用いただいています。

皆さんのご希望にそえる講座を出前いたしますので、お気軽に教育委員会までお問い合わせください。

問 教育課社会教育係 ☎(579) 5801

コミュニティバス運行の一部改正について

平成27年1月より社会福祉協議会事務局が豊頃町保健センターから豊頃町福祉センター(旧開発河川事務所)へ

休日救急診療当番医について

当番医制度は、あくまでも「急病患者さん」のためのものです。いわゆる「夜間診療所」という意味での当番医制度ではありません。

～急病についての問合せ先～

◆発熱や腹痛などの初期救急が必要などとき、受診できる医療機関をお知らせします。

【帯広市急病テレホンセンター】

☎ 0155-26-1099 (フリーダイヤル)

▽年中無休・24時間対応

【北海道救急医療情報案内センター】

☎ 0120-20-8699 (フリーダイヤル)

☎ 011-221-8699 (携帯電話/PHS)

HP http://www.qq.pref.hokkaido.jp/

▽年中無休・24時間対応

問 豊頃消防署 ☎(574) 2310

豊頃医院・歯科診療所 『休診日のお知らせ』

●日曜祝日、土曜日(第2・第4)は、休診日です。2月は14日、28日が休診日です。

☆夜間診療日のお知らせ☆

●豊頃医院:毎週火曜日 ※17:00~19:00(18:30受付終了) ●歯科診療所:毎週水曜日 ※事前予約が必要になります。

平成26年12月分 住民基本台帳閲覧状況の公表

このことについて、住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧および住民票の写し等の交付に関する省令第3条に基づき、次のとおり公表します。

Table with 2 columns: 閲覧申出者, 閲覧年月日, 閲覧目的, 閲覧対象

お問合せ先 役場住民課戸籍年金係 ☎(574) 2213

では、犯罪の情勢に応じた被害の未然防止に関する情報などを中心とした、安全で安心な地域づくりを推進するうえでお役に立つ情報を「安全安心な地域づくり」メールマガジンとして毎月2回程度、定期配信しています。

とかち生活あんしんセンター 生活・仕事相談会

日常生活や仕事など、心配事や悩みなどの相談をおうけします。

日2月18日(水) 9時~12時

所 える夢館 2階会議室

対 さまざまな理由から、生活・仕事に困りの方(秘密厳守・相談無料)

主 催 ともかち生活あんしんセンター

申 込 ☎0155(66)7112

『とかち生活あんしんセンター』はさまざまな理由から生活・仕事に困っている方のご相談にのるために、北海道十勝総合振興局が作った相談窓口(帯広市を除く十勝在住の方が対象)です。

住基カードの電子証明書を「利用のみ」に活用

電子証明書の有効期間は発行日から起算して3年間です。

役場だより

その他

役場だより

その他

役場だより

その他

役場だより

その他

役場だより

その他

役場だより

その他

広報とよころ

議会だより

役場だより

その他

役場だより

その他

役場だより

その他

役場だより

その他

役場だより

その他